

2016年10月3日
環境社会配慮助言委員会委員長 村山 武彦
担当ワーキンググループ主査 原嶋 洋平

インドネシア国首都圏東部新港開発事業
(協力準備調査(有償))
スコーピング案に対する助言

助言案検討の経緯

ワーキンググループ会合

- ・日時：2016年9月5日(月)14:00～17:28
- ・場所：JICA本部(1階111会議室)
- ・ワーキンググループ委員：石田委員、殖田委員、作本委員、原嶋委員、松行委員
- ・議題：インドネシア国首都圏東部新港開発事業準備調査に係るスコーピング案についての助言案作成
- ・配付資料：インドネシア国首都圏東部新港開発事業に係るスコーピング案事前配布資料
- ・適用ガイドライン：国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010年4月)

全体会合(第74回委員会)

- ・日時：2016年10月3日(月)14:30～16:10
- ・場所：TKP 麹町駅前会議室(カンファレンスルーム8A)

上記の会合にて助言を確定した。

助言

全体事項

1. 本事業は検討が中止されたチラマヤ新港建設事業に代わるものである。同事例から得た教訓をどのように活かすか、DFR に記述すること。
2. 本事業による交通需要の増加に、国道 1 号線のキャパシティが対応できるかを分析し、対応できない場合はインドネシア公共事業省へ必要な対策を働きかけること。
3. 本事業地を含むスバン県による空間利用計画 (RTRW) の策定状況を確認し、DFR に記述すること。

代替案の検討

4. 新港の候補地 (6 ヲ所) を絞り込むにあたりインドネシア運輸省が実施した比較検討の分析結果の概要を DFR に記述すること。
5. 連絡橋設置に関する離岸距離の異なる 3 案の代替案比較検討において、潮流及び海底底質に与える影響について DFR に記述すること。その際、サンゴ以外の水生生物への影響も考慮すること。

スコーピング・マトリックス

6. 本事業に伴う潮流変化についてシミュレーションを行い、流れ、濁り、波の変化を予測し、それに伴う周辺の保護林 (マングローブ) 及び供用後も事業を継続する予定の養魚池への影響について評価すること。その結果を踏まえて、供用後におけるマングローブ生育域のモニタリングの要否を検討すること。

環境配慮

7. 本事業で浚渫された土砂と埋め立て用の土砂のバランスについて総合的に検討すること。
8. 本事業地周辺の河川及び沿岸域において、既に総浮遊物質 (TSS)、アンモニア、鉛、亜鉛について基準値を超えた地点があるので、分かる範囲内で主要汚染源を特定し、本事業に係る範囲内でその対策を検討し、DFR に記述すること。
9. 成長による変化を含む水産有用種の生息域、来遊域、産卵域等について調査を通じて把握し、影響評価を行うこと。

社会配慮

10. 本事業地周辺における海面漁業の現状について漁業者への聞き取り調査等を通じて漁業者がどのように海域を利用しているか把握し、DFR に記述すること。
11. 本事業地における HIV 対策の現状を確認し、工事作業員の流入による感染拡大を防ぐための緩和策を DFR に記述すること。
12. 本事業による陸上及び海上の交通量増大の見込を具体的に確認し、事故対策及び安全対策を緩和策として DFR に記述すること。
13. アクセス道路における安全性の確保及び地域分断による影響への対策を検討すること。特に、周辺の児童と生徒の通学はほぼ徒歩であるため、増加するであろう車両との事故

の可能性を推定して、必要に応じて緩和策を講じること。

14. 本事業のバックアップエリアにおける伝統的な墓地及びモスクの有無等について調査を行い、DFR に記述すること。
15. 本事業のバックアップエリアにおいて、取得の対象となる養魚池の具体的な生計補償計画について DFR に記述すること。
16. アクセス道路用地は既にスパン県による用地取得が完了している。これらの用地取得に関して係争の有無について確認すること。
17. 地域の社会経済、特に事業の影響を受けやすいと考えられる零細漁業（漁業、養殖、海岸での採集等まで含む）、小規模農業（水田、畑作、牧畜）、食堂経営、物売り業等の現状調査と影響評価を行い、必要に応じて緩和策を講じること。

ステークホルダー協議・情報公開

18. ステークホルダー協議の概要について DFR に記述すること。
19. 漁業に係るステークホルダーは多岐にわたることが多い。そのため、以下のことを考慮に入れてステークホルダー協議を実施し、その結果を DRR に記述すること。
 - ・ 養殖業では事業主は必ずしもその土地に住んでいるわけではない。養殖に従事している労働者もステークホルダー協議に参加すること。
 - ・ 漁業では、パディンバン村を含む郡に漁船登録をしている漁業者、漁船登録がない漁業者（登録の必要のない船である等の理由から）、他の海岸に船をとめているが本事業の対象となる海域を利用する漁業者、すべてがステークホルダー協議に参加すること。
 - ・ 養殖業に従事する人たちと漁業を行う人たちでは海域の利用等について意見が一致しないことがある。漁業者間でも、漁具や対象魚種の違いによりそれぞれの意見は異なることは一般的である。よって、業種別、漁業の形態別に意見を聞くこと。

以上